

別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第期 決算 公告
年月日

住所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏名

(記載上の注意)

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預 当座預金	
現預け金		普通預金	
コールローン		貯蓄預金	
買現先勘定		通知預金	
債券貸借取引支払保証金		定期預金	
買入手形		定期積金	
買入金銭債権		その他の預金	
特定取引資産		譲渡性預金	
商品有価証券		コールマネー	
商品有価証券派生商品		売現先勘定	
特定取引有価証券		債券貸借取引受入担保金	
特定取引有価証券派生商品		売渡手形	
特定金融派生商品		コマーシャル・ペーパー	
その他の特定取引資産		特定取引負債	
金銭の信託		売付商品債券	
有価証券		商品有価証券派生商品	
国債		特定取引売付債券	
地方債		特定取引有価証券派生商品	
短期社債		特定金融派生商品	
社株		その他の特定取引負債	
その他の証券		借用手金	
		再割引手形	

支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金	△	支 払 承 諾 負債の部合計 (純資産の部)	
		資 本 金	
		新株式申込証拠金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		○○積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繙続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを見積りすること。）
- ⑫ その他採用した重要な会計方針

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）
- (4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規

定する事項

- (8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (9) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (10) 親会社株式の金額
- (11) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- (12) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (14) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (15) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
- (16) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (17) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (18) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
- (19) 関係会社の株式又は出資金の総額
- (20) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (21) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (22) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

- (23) 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項
- ① 1 株当たりの純資産額（銭単位）
 - ② 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの純資産額を算定している旨
- (24) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合は、その旨及びその内容
- (25) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
- (26) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (27) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 14 から第 8 条の 16 までに規定するストック・オプションに関する事項
- (28) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 17 から第 8 条の 22 まで、第 8 条の 25、第 56 条及び第 95 条の 3 の 3 に規定する企業結合に関する事項
- (29) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 23、第 8 条の 24 及び第 8 条の 26 に規定する事業分離に関する事項
- (30) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ¹⁰に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
- (31) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (32) 以上のか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書

年　月　日から
年　月　日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
貸 出 金 利 息	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	
買 現 先 利 息	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	
買 入 手 形 利 息	
預 け 金 利 息	
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	
そ の 他 の 受 入 利 息	
役 務 取 引 等 収 益	
受 入 為 替 手 数 料	
そ の 他 の 役 務 収 益	
特 定 取 引 収 益	
商 品 有 価 証 券 収 益	
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
外 国 為 替 売 買 益	
国 債 等 債 券 売 却 益	
国 債 等 債 券 償 還 益	
金 融 派 生 商 品 収 益	
そ の 他 の 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	
償 却 債 権 取 立 益	
株 式 等 売 却 益	
金 銭 の 信 託 運 用 益	
そ の 他 の 経 常 収 益	

経常費用	
資金調達費	用
預金利	息
譲渡性預金利	息
コールマネーリ	息
売現先利	息
債券貸借取引支払利	息
売渡手形利	息
コマーシャル・ペーパー利	息
借用金利	息
短期社債利	息
社債利	息
新株予約権付社債利	息
金利スワップ支払利	息
その他の支払利	息
役務取引等費	用
支払為替手数料	
その他の役務費	用
特定取引費	用
商品有価証券費	用
特定取引有価証券費	用
特定金融派生商品費	用
その他の特定取引費	用
その他の業務費	用
外国為替売買損	
国債等債券売却損	
国債等債券償還損	
国債等債券償却損	
社債発行費	償却
金融派生商品費	用
その他の業務費	用
営業経	費
その他の経常費	用
貸倒引当金繰入額	
貸出金償却	
株式等売却損	

株 式 等 償 却
金 錢 の 信 託 運 用 損
そ の 他 の 経 常 費 用
経 常 利 益
(又 は 経 常 損 失)
特 別 利 益
固 定 資 産 処 分 益
負 の の れ ん 発 生 益
金融商品取引責任準備金取崩額
そ の 他 の 特 別 利 益
特 別 損 失
固 定 資 産 処 分 損
減 損 損 失
金融商品取引責任準備金繰入額
そ の 他 の 特 別 損 失
税 引 前 当 期 純 利 益
(又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税
法 人 税 等 調 整 額
法 人 税 等 合 計
当 期 純 利 益
(又 は 当 期 純 損 失)

(記載上の注意)

1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他の業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金

及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。
 - (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- 9 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)（銭単位）
 - (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 10 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。
- 11 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第2 第一期 決算公告(要旨)
年月日

住所
株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏名
銀行名

(記載上の注意)

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表(年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー	
債券貸取引支払保証金		売現先勘定	
買入手形		債券貸取引受入担保金	
買入金銭債権		売渡手形	
特定取引資産		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用	
貸出金		外國為替	
国外為替		短期社債	
その他の資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他の負債	
前払年金費用		賞与引当金	
繰延税金資産		役員賞与引当金	
再評価に係る繰延税金資産		退職給付引当金	
支払承諾見返		役員退職慰労引当金	
貸倒引当金	△	特別法上の引当金	
		金融商品取引責任準備金	
		繰延税金負債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		支払承諾	

	負債の部合計 (純資産の部)	
	資本金	
	新株式申込証拠金	
	資本剰余金	
	資本準備金	
	その他の資本剰余金	
	利益剰余金	
	利益準備金	
	その他の利益剰余金	
	自己株式△	
	自己株式申込証拠金	
	株主資本合計	
	その他有価証券評価差額金	
	繰延ヘッジ損益	
	土地再評価差額金	
	評価・換算差額等合計	
	株式引受権	
	新株予約権	
	純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口¹⁰に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）
 - (5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (6) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額
 - (7) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
 - ① 1株当たりの純資産額（銭単位）
 - ② 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
 - (8) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書

年	月	日から
年	月	日まで

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(う ち 貸 出 金 利 息)	
(う ち 有 價 証 券 利 息 配 当 金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(う ち 預 金 利 息)	
役 務 取 引 等 費 用	
特 定 取 引 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 常 費 用	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	
(又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
法 人 税 等 合 計	
当 期 純 利 益	
(又 は 当 期 純 損 失)	

(記載上の注意)

1 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

- (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（銭単位）

- (2) 銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。